

京都府中小企業団体中央会
「令和6年能登半島地震義援金」募集要領

1 趣旨

令和6年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」により被害を受けた被災中小企業及び組合並びに関係者を支援するために義援金を募集する。

2 義援金の募集期間等

- ・令和6年1月26日～令和6年2月21日
- ・令和6年2月29日までに全国中小企業団体中央会へ送金

3 実施機関

- ・ 名称 京都府中小企業団体中央会
- ・ 代表者名 会長 阪口雄次
- ・ 所在地 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地
京都経済センター 3階

4 義援金の受付窓口等

- (1) 一口 10,000円（一口以上）
- (2) 義援金持参の場合の受付窓口
京都府中小企業団体中央会 連携支援課
- (3) 義援金送金の場合の送金先
 - ・ 京都銀行 京都経済センター出張所 普通預金1000221
口座名義 京都府中小企業団体中央会
 - ・ 郵便振替口座 01040-0-18433
加入者名 京都府中小企業団体中央会
(振込用紙備考欄に「義援金」を明記)

5 寄せられた義援金の取扱い

寄せられた義援金は、全国中小企業団体中央会を通して石川県中小企業団体中央会及び石川県中小企業団体中央会を經由して被災中小企業、組合並びに関係者に配分する。

6 義援金募集活動にあたっては、京都府中小企業団体中央会の傘下会員（賛助会員、特別会員を含む）に働きかける。

7 留意事項

寄付金控除の対象となる地方公共団体、日本赤十字社等への支払いは行わない。石川県中央会並びに石川県中央会を經由して被災中小企業及び組合を支援するために募集を行うことから、拠出した中央会、組合等の税法上の対応は一般の寄付金の扱いとなるため、一定額を超える金額については損金不算入となる。